

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年11月19日

横浜市契約事務受任者
港北区長 竹下 幸紀

1 契約の概要

第50回衆議院議員総選挙にかかる開票所設営及び撤去業務委託について

2 履行(納品)場所

港北区役所および横浜市港北スポーツセンター

3 契約日

令和6年10月21日

4 履行日又は履行期間

契約締結の日から令和6年10月28日まで

5 契約金額

3,415,566円

6 契約の相手方(名称及び所在)

エイトレント株式会社 東京支店

東京都品川区北品川5丁目1番18号大崎ツインビル東館

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年10月9日に衆議院が解散されたことに伴い、第50回衆議院議員総選挙が10月27日に執行されました。開票所の設営撤去委託は、業者や施設との事前調整が重要であり、選挙期日の3日前までには打合せを実施する必要があります。本件は、指名競争入札を行いました。10月10日に入札不調となりました。国政選挙は全国的に実施されるため業者を確保することが難しく、開票所を設営できなかった場合、有権者及び立候補者など多くの方々の不利益を被るばかりでなく、港北区選挙管理委員会が公職選挙法に抵触することがあります。

以上の理由から、緊急契約(単独随意契約)を行い、当該業者へ業務委託しました。

8 契約の相手方の選定理由

入札不調後、横浜市有資格者名簿に登載されている複数の業者へ連絡をしたが対応可能な業者が当該業者のみであったため。

9 所管課

港北区総務課